

氏名（本籍地）	久保田 純（東京都）
学位の種類	博士（社会福祉学）
報告・学位記番号	甲第414号（甲福第57号）
学位記授与の日付	平成29年3月25日
学位記授与の要件	本学学位規程第3条第1項該当
学位論文題目	都市部の行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク —「当事者主体」に向けた『揺らぎ』に基づく合意形成—
論文審査委員	主査 客員教授 博士（社会福祉学）佐藤 豊 道 副査 教授 Dr. of Education 志村 健 一 副査 教授 博士（社会福祉学）稲沢 公 一 副査 教授 森田 明 美 副査 明治学院大学教授 北川 清 一

【論文審査】

今日のわが国では、児童虐待や不登校の問題を抱えた母子家庭や、生活に困窮する母子家庭、DVを受けて緊急避難を余儀なくされる母子家庭などに対して、ミクロレベルでのソーシャルワーク実践を行い、母子家庭の「当事者主体」に向けた支援のあり方を探ることは急務の課題である。久保田氏は、これまで都市部の政令指定都市であるA市の行政機関において、児童相談所児童福祉司、福祉事務所こども家庭支援担当ソーシャルワーカー、福祉事務所生活保護担当ソーシャルワーカーとして勤務し、これらの解決困難な課題に直面し、解決のあり方を模索し続けてきている。

行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践においては、各関与者（母親、子ども、親族、ソーシャルワーカー）の意味世界や、地域、教育機関、社会全体、制度施策の意味世界、および、専門職としての意味世界や、所属する行政機関が持つ意味世界などマクロ・メゾ・ミクロレベルでの多様な意味世界が交錯しより複雑な相互作用が展開されており、そのためその支援の方法は一様ではなく、不確実性を伴うこととなると指摘している。

本論文の研究対象は、支援を必要とする母子家庭であるが、具体的には「要保護世帯」の母子家庭であり、「貧困」「心身の不調」「児童虐待」「DV」「子どもの問題」などの課題を多く抱え、母親と子ども、取り巻く親族や学校・保育園などの関係機関のみでは容易に

課題が解決できず、何らかの行政機関のソーシャルワーカーの支援が必要な母子家庭であるとしている。また、本論文でいう「ソーシャルワーカー」とは、支援が必要な母子家庭へのソーシャルワーク実践を行う、児童相談所と子ども家庭支援や生活保護などを管轄する福祉事務所などの行政機関に所属するソーシャルワーカーである。本論文では、支援を必要とする母子家庭と支援するソーシャルワーカーを取り巻く母子家庭の親族や地域、保育園・小学校などの関係機関・他の支援機関および支援者、さらに母子・寡婦福祉法や児童福祉法・児童扶養手当法に代表される母子家庭に関連する制度・施策、社会全体、地域特性などを「社会的文脈」として位置付けている。

本論文では、ミクロレベルのソーシャルワーク実践を構成するこれらの支援を必要とする母子家庭、支援をする行政機関のソーシャルワーカー、社会的文脈を含めた取り巻く親族・地域・関係機関などを「当事者支援システム」として定義し、この当事者支援システムにおいて、母子家庭の生活課題の解決に向けて協議をしていく場でのミクロレベルのソーシャルワーク実践を研究対象としている。そして本論文では、ソーシャルワークにおける実践モデルを「当事者にとって望ましい視点を取り入れた、現実のソーシャルワーク実践において基盤となる視座」と定義し、「『当事者主体』を包有した『合意形成』」を位置付けている。さらに実践モデルの構築を目指す上において、本論文では「実践知」を基礎概念として取り上げ、現実のソーシャルワーク実践における「実践知」から、「『当事者主体』を包有した『合意形成』」の視点を取り入れられたソーシャルワークの実践モデルの構築を目指している。

具体的な研究方法は、実際の母子家庭支援を行っているソーシャルワーカーの「実践知」をグラウンデッド・セオリーによって概念化し、その上で文献研究を行い、行政機関のソーシャルワークの範疇も検証しながら「『当事者主体』を包有した『合意形成』」を具現化する実践モデルの仮説を生成するとしている。そしてその仮説を課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場に焦点化し、複数の事例を対象に事例研究で検証しながら精緻化し、その仮説の効果検証を行うことで実践モデルの構築を目指している。

久保田氏の学位請求論文『都市部の行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーカー「当事者主体」に向けた「『揺らぎ』に基づく合意形成」―』は、都市部の行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践における、多様な意味世界が交錯する母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場での、「当事者主体」を具現化するソーシャルワーク実践モデルを構築することを目的として執筆されている。

本論文の構成は、以下の通りである。

序 章 研究枠組み

第1章	「支援を必要とする母子家庭」へのソーシャルワーク実践における実践知
第2章	母子家庭をめぐる社会的状況と「実践知」の比較検討
第3章	『『当事者主体』を包有した『合意形成』』を軸としたソーシャルワーク理論からの仮説生成
第4章	単一事例：典型例による仮説の精緻化
第5章	複数事例：『『揺らぎ』に基づく合意形成』の類型仮説の生成
第6章	「当事者主体」に向けた『『揺らぎ』に基づく合意形成』の検証
終章	都市部の行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク

第1章『『支援を必要とする母子家庭』に対するソーシャルワーク実践における実践知』では、支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワークにおける「実践知」を概念化するにあたり、グレーザー派グラウンデッド・セオリーの研究方法を用いている。調査対象はA市の行政機関に勤務する児童相談所、福祉事務所子ども家庭支援担当、福祉事務所生活保護担当のソーシャルワーカーとし、7名の調査協力者にインタビューによるデータ収集を行っている。そのデータを分析した結果、14のコンセプトと6つのカテゴリーを生成している。その結果、[関係性の協創]という核概念を抽出し、それは3つのステージで構成されていることを明らかにしている。[関係性の協創]とは、「ソーシャルワーカーが、当事者支援システムにおいて、分断されている当事者や関係者との関係性を個々に構築する中でそれぞれの違いを取り込み、当事者、関係者、ソーシャルワーカーの違いを媒介し、当事者との協働関係を軸に関係性を協創することで、多様な課題に対処できる支援システムを形成すること」を意味する実践であるとしている。さらに第1ステージで母子家庭をめぐる「認識（扶まれ孤立する母子家庭）」として〔孤立する母子家庭〕と〔母親と支援システムの不調和〕、第2ステージで「アクション（母親とともに関係性の再生をおこなう）」として〔母親と揺らぐ関係を作る〕〔母親と子どもをつなぎ直す〕〔母子家庭と関係機関をつなぐ〕、第3ステージで「変化（安定した生活）」として〔支援システムの自立〕というカテゴリーを抽出し、[関係性の協創]を核とした概念を「実践知」として抽出している。

第2章「母子家庭をめぐる社会的状況と『実践知』の比較検討」では、「実践知」として抽出した「認識（扶まれ孤立する母子家庭）」概念と関連する、「母子家庭をめぐるソーシャルワーク実践の構造」に焦点を当て、文献研究による「認識」との整合性を検討し、「トラディショナル・レビュー」を参考にして妥当性を検証している。その結果、「母子家庭をめぐるソーシャルワーク実践の構造」として、社会的・文化的領域では4つの現状に対する言説、機関・制度施策領域では6つの現状に対する言説、最後に当事者・ワーカー領域においては4つの現状に対する言説を抽出している。これらの言説において〔構造的な貧困問題・偏見を受ける母子家庭〕〔社会的排除の対象となる母子家庭〕や〔母子家庭のニー

ズに沿ったサービスの不在] [機関で専門性を確保する体制の不備] [総合的な相談・援助体制の不備] [個別的で、体系的ではない支援]などを抽出し、「実践知」として抽出された「認識」のカテゴリーである[孤立する母子家庭]と[母子家庭と支援システムの不調和]の項目との整合性が高く、第1章で抽出した「認識(扶まれ孤立する母子家庭)」についての妥当性は高いと判断している。

第3章『『当事者主体』を包有した『合意形成』を軸としたソーシャルワーク理論からの仮説生成』では、望ましい視点である『『当事者主体』を包有した『合意形成』』を改めて既存のソーシャルワーク理論から検討することで、[関係性の協創]との関連性を明らかにしている。その結果、「当事者-ソーシャルワーカー関係」の中には「非対称性」が存在し、「当事者-ソーシャルワーカー関係」の他の専門職と比較した独自の特徴として、①ソーシャルワークが「意味世界」や「人間：環境：時間：空間の交互作用」をも支援の範疇にしているため、それぞれの役割に「不確実な役割」と「道徳的アイデンティティ」が生じ、不確実な関係性であり「複雑性」を持つこと、②動的で個性・多様性を包有する必要があるため、目指すべき方向性は「対等な関係性」ではなく相対的な「流動的な関係性」が妥当であること、③「複雑性」を持つソーシャルワーカーと当事者の「合意形成過程」の理解が重要であるという3点を提示している。[関係性の協創]や「アクション(母親とともに関係性の再生をおこなう)」は、当事者支援システムの「関係性」に焦点化した支援であり、当事者支援システムにおける、「複雑性」を持ち不確実性を伴う「人間：環境：時間：空間の交互作用」の中で多様な価値を包含する協働に基づく検討を可能とする実践であると指摘している。またソーシャルワーカーが『『当事者主体』を包有した『合意形成』』を具現化するための支援を必要とする母子家庭への有用な実践モデルの仮説となりえることが明らかになったとしている。

第4章「単一事例：典型例による仮説の精緻化」では、典型例の検討に基づく仮説の精緻化を意図して、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場で多くの関係者がよりよい合意形成が行われたと評価した事例を取り上げ、緻密な事例検討を行い、仮説と関連付けて検証している。その結果、この事例においてはよりよい合意形成の背景として、それぞれの違いを取り込み、媒介し、多様な課題に対処できる支援システムを形成する[関係性の協創]があり、その形成に関してはソーシャルワーカーが『『揺らぎ』に基づく合意形成』の視座を持って支援を行ったことが大きな要因であると分析している。『『揺らぎ』に基づく合意形成』とは、行政機関のソーシャルワーカーが当事者支援システムにおける「合意形成」に際して、それぞれの差異を理解し媒介する過程で固定的な視座を排除し、意図的に専門職としてソーシャルワーカーが「揺らぎ」を持ちながら、合意形成前には想定されなかったそれぞれの意味世界を新たな意味世界の合意形成へと変容する「創発」を誘発する視座であるとしている。[関係性の協創]は目指す

べき結果であり、「『揺らぎ』に基づく合意形成」はその形成に向けて課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場でソーシャルワーカーが持つ具体的な視座と言え、「『揺らぎ』に基づく合意形成」は「『当事者主体』を包有した『合意形成』」を具現化する実践モデルの仮説として妥当であるとしている。

第5章「複数事例：『事実の追試』『理論の追試』による『揺らぎ』に基づく合意形成の類型仮説の生成」では、複数の事例検討を行い、その検討内容と「『揺らぎ』に基づく合意形成」を比較検証することで、類型仮説の生成を行っている。複数の事例検討を行うにあたり、「(a) 同じような結果を予測するか（事実の追試）、(b) よくできる理由であるが対立する結果を生むか（理論の追試）」という Yin の所説を参考に、「事実の追試」として2事例、「理論の追試」として2事例を取り上げ、緻密な検討を行っている。この結果、よりよい合意形成が行われたと評価された「事実の追試」においては、ソーシャルワーカーは「『揺らぎ』に基づく合意形成」の視座を持っていたことを抽出している。その中で、①ソーシャルワーカーは母子家庭の母親と子どもと相互作用し影響を与える関係者を見極めた上で、当事者支援システムの動的境界の認識を適切な形で行い、かつその動的境界を当事者支援システム内で共通認識として持たせる、②その当事者支援システム内で母子家庭の母親と子ども、および関係者の持つ意味世界の丁寧かつ詳細な取り込みを行う、③母子家庭の母親と子ども、取り巻く支援者を含めた当事者支援システム内のそれぞれの意味世界と差異を共有できるよう媒介しながら、その相互作用を促進させつつ把握を行う、④当事者支援システム内での「創発」を誘発しながら、流動的な関係性を構築する、という4つの要素があることを明らかにしている。また否定的な評価であった「理論の追試」においては、ソーシャルワーカーは「『揺らぎ』に基づく合意形成」の視座を持っていなかったことを抽出している。その要因として、①ソーシャルワーカーが母子家庭の母親と子どもに影響を与える関係者を見極めができておらず、当事者支援システムの適切な動的境界の認識を持ち得ていないこと、②適切なタイミングでの当事者支援システム内のそれぞれの意味世界の取り込みを行っておらず、その結果ソーシャルワーカーの「迷い」が長期間生じていること、③そのソーシャルワーカーの「迷い」が継続し、差異が共有されないことで当事者支援システム内での対立構造や不安定要素が強化されたこと、④ソーシャルワーカーが固定的な視座を持ち続け、固定的な関係性になり当事者支援システムが硬直したことを見出している。

第6章「『当事者主体』に向けた『揺らぎ』に基づく合意形成の検証」では、ここまで精査してきた「『揺らぎ』に基づく合意形成」の有用性の検討にあたり、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場で「意図的」に「『揺らぎ』に基づく合意形成」の視座による支援を行った事例を抽出し、支援前後の変化を検討するシングル・システム・デザインを参考に事例検討を行っている。その結果、「『揺らぎ』に

基づく合意形成」の視座による支援を行った後は、ソーシャルワーカーはそれぞれの意味世界を取り込んだ上で差異を共有し、全ての参加者が合意できる今後の方向性を創発し、意味世界の共有を図りながら随時修正を重ねる流動性を保持し、支援システム内のそれぞれの意味世界を尊重した合意形成を行うことにより、『『当事者主体』を包有した『合意形成』』が生じると論じている。この「合意形成」は、ソーシャルワーカーによって「意図的」に行われており、このことが母子家庭の母親、取り巻く関係者の肯定的な評価に繋がっていることを明らかにしている。以上の検討から、ソーシャルワーカーの『『揺らぎ』』に基づく合意形成」の視座は、都市部の行政機関での支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践における、母子家庭とともに課題解決に向けて今後の生活について協議し検討していく場での、『『当事者主体』を包有した『合意形成』』を具現化する実践モデルであることが示されたとしている。

すなわち、都市部の行政機関での支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーク実践における「当事者主体」を具現化する実践モデルとは、『『揺らぎ』』に基づく合意形成」であると明示している。また、『『揺らぎ』』に基づく合意形成」とは、行政機関のソーシャルワーカーが当事者支援システムにおける「合意形成」に際して、それぞれの差異を理解し媒介する過程で固定的な視座を排除し、意図的に専門職として「揺らぎ」を持ちながら「創発」を誘発する視座である、と述べている。そしてこの『『揺らぎ』』に基づく合意形成」の要素には、「動態的境界の認識と共有」「意味世界の丁寧な取り込み」「差異の共有と相互作用の把握」「創発の誘発と流動性の保持」がある、としている。

久保田氏は、これまで言語化されていなかった行政機関のソーシャルワーカーが行ってきた「実践知」を、『『当事者主体』を包有した『合意形成』』を可能とする実践モデルである『『揺らぎ』』に基づく合意形成」という共有できる概念として明示できたことは、行政機関のソーシャルワークにおけるアカウンタビリティとして大きな意義があるとしている。それとともに、この『『揺らぎ』』に基づく合意形成」という実践モデルを幅広く継承していくことにより、行政機関における支援を必要とする母子家庭に対するソーシャルワーク全体の質の向上に寄与できると考えられるとしている。また母子家庭への社会福祉の制度・施策から見ると、行政機関でのソーシャルワークにおいて『『揺らぎ』』に基づく合意形成」が有用であることが明らかとなり、『『揺らぎ』』に基づく合意形成」の視座をソーシャルワーカーが保持できるように行政機関の体制や制度施策の設計を目指す必要性への示唆となると考えると指摘している。さらに、『『揺らぎ』』に基づく合意形成」は、抽象的な概念であり汎用性も高く、「人間：環境：時間：空間の相互作用」のもとでのジェネリックなソーシャルワーク実践理論の構築にも十分に寄与することが可能であると指摘している。また、本論文でのグラウンデッド・セオリーと事例研究の混合研究法を用いて、実際のソーシャルワーカーが行ったソーシャルワーク実践を研究の起点とし実践モデルを生成

する手法は、ソーシャルワークにおける研究方法の発展にも寄与することができるものであると述べている。本論文で採用した事例研究という手法の限界として、生成された実践モデル『『揺らぎ』に基づく合意形成』は、母子家庭の母親と子どもの意味世界の表明や、関連する意味世界の媒介、変容の性質が限られた事例においてのみ適用が可能であり、この点が本研究の限界である、としている。今後の課題として、他の実践者や他の場面も含めたより多くの事例検討を行い、『『揺らぎ』に基づく合意形成』のさらなる精緻化・修正を続けて妥当性を高めていくことが必要である、としている。

本論文はソーシャルワーカーの視点に軸をおいて論を展開してきたものであるが、本当の意味での当事者にとって望ましい視点を取り入れた実践モデルの構築には、当然のことながら当事者である母子家庭の母親と子どもの視点も重要となってくる。本論文は、母子家庭の母親と子どもの当事者性を取り込んだ結論であるとは言い難い面もあり、この点は本研究の限界である、と指摘している。今後の課題として、久保田氏は、①事例研究において当事者性を取り込んだ研究方法論に関してもさらに検討・洗練していく必要があること、②『『揺らぎ』に基づく合意形成』は「地域性」や「ソーシャルワーカーの背景」などが限定されるため、母子家庭を支援する支援システムの中では一部分の「領域限定理論」であるとも言え、そのため、直接的には母子家庭への支援体制や制度・施策への寄与はごく限られた一部分にとどまること、③より広範囲に母子家庭への支援施策へ論文の成果を反映させていくためには、「地域性」や「ソーシャルワーカーの背景」など角度の違う視点からの研究がより求められる、としている。

以上の久保田論文について評価できる点は次のとおりである。

第1に、都市部の行政機関における母子家庭へのソーシャルワークの実践モデル（『『揺らぎ』に基づく合意形成』）を提示できたことは、実践的応用性に富む研究として大いに評価に価する。

第2に、ソーシャルワーカーの実践知をグレーザー派グラウンデッド・セオリーによって導き出し、説明力のあるコア・カテゴリーやカテゴリーを抽出できたことは、理論的説得性に富むものとして大いに評価できる。

第3に、複数事例の検討を、事実の追試と理論の追試を行い、『『揺らぎ』に基づく合意形成』の有無が、成功事例と失敗事例を峻別する鍵となることを明示できたことは、事例研究の手法の確立に大きな貢献を果たしていると評価できる。

第4に、グラウンデッド・セオリーと事例研究の混合研究法を用いて、自験例を緻密に分析・評価し得たことは、ソーシャルワークの実践現場で活用可能な方法を提示できたものと評価でき、ソーシャルワークの理論的研究並びに実践的応用性を高めるものとして評価に価する。

第5に、『『当事者主体』』に向けた『『揺らぎ』』に基づく合意形成の検証を、シングル・シ

ステム・デザインの手法により、「『揺らぎ』に基づく合意形成」の視座による支援を行っているか、あるいは、意図的に行ったかによって、結果に違いが出ていることを検証したことは、実践モデルの有効性を示すものとして大いに評価できる。

なお、審査委員会においては、「当事者主体」の最大の受益者である当事者への接近が必ずしも十分とは言えないのではないかと、限定された地域・領域・機関での研究を一般化し過ぎることへの懸念についての問いかけもなされた。これらの指摘については、久保田氏も「本研究の限界と今後の課題」でも論じていることでもあり、今後の研究課題とすることで方向性が定まった。また、『揺らぎ』に関する記述は概ね理解可能であるが、『揺らげる』（揺らぐことのできる）ようになる道筋を示すことも今後の課題であるとの指摘も行われた。これらの論点は、本論文に続く重要な課題でもあるので、久保田氏の今後の研究成果に大いに期待したい。

[審査結果]

以上、学位審査会における議論を要約したところであるが、本審査委員会は厳正かつ公平な審査の結果、久保田 純氏の博士(甲)学位請求論文『都市部の行政機関における支援を必要とする母子家庭へのソーシャルワーカー「当事者主体」に向けた「『揺らぎ』に基づく合意形成―』は、福祉社会デザイン研究科社会福祉学専攻の博士学位審査基準に照らしても妥当な研究内容であるとの結論に達した。したがって、本審査委員会は全員一致をもって久保田 純氏の学位請求論文は、本学博士学位（社会福祉学）を授与するに相応しいものと判断する。